

平成21年3月24日

御得意先様各位

UNIT ユニット株式会社
営業部

石綿障害予防規則等の一部改正に伴う新商品のご案内

改正省令(平成21年厚生労働省省令第9号)の概要

石綿則第3条関係 建築物の解体作業を行う際、当該建築物等における石綿等の使用の有無に関する調査を終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要について、労働者の見やすい箇所に掲示しなければならない。

また、平成21年2月18日に厚生労働省労働基準局長より関係団体に発令された文書によりますと「掲示については、関係労働者のみならず周辺住民にも見やすい場所に掲示することが望ましい」との記述も加えられましたので、周辺住民にも理解いただける内容としました。

施工日 平成21年 4月 1日

石綿等使用有無の事前調査結果

調査終了日	平成 年 月 日
調査方法	<input type="checkbox"/> 設計図書等による確認(主な書類の名称:) <input type="checkbox"/> 現場での目視確認等 <input type="checkbox"/> 石綿が吹き付けられていないことの確認(第3条第2項のただし書きの場合) <input type="checkbox"/> 分析での確認(・JIS法での定性分析・JIS法での定量分析・その他)
結果概要	<input type="checkbox"/> この建物には石綿含有建材を使用しておりません。 <input type="checkbox"/> 次の石綿含有建材がありました。 <input type="checkbox"/> 分析せずに次のものを石綿含有建材として取り扱います。 分析機関:
施工者	

石綿障害予防規則第3条第3項の規定による掲示  324-66

商品番号 324-66
材 質 エコユニボード (エコマーク認定再生ポリプロピレン)
サ イ ズ 400×500mm (穴4スミ)
発 売 日 平成21年3月27日